

事務連絡
令和3年3月8日

一般社団法人日本倉庫協会理事長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長
公益社団法人全国通運連盟理事長
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長
日本内航運送取扱業海運組合事務局長
全国トラックターミナル協会事務局長

殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

第57回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の改定、緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限について

令和3年3月5日に開催された第57回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に発令されている緊急事態宣言の対象期間が3月21日まで延長となり、これに伴い「基本的対処方針」が改定されました。

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1、2のとおり事務連絡が参りました。

また、政府対策本部を受けて開催された第19回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添3とおとり指示がなされました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添1～3につきまして傘下会員事業者等に周知をお願いいたします。

別添1 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について」

別添2 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

別添3 第19回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

（参考）第57回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の改定、緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限について
（大臣官房危機管理官）